

第2章 全体構想

1. 将来都市像等

(1) まちづくりの将来都市像

第五次石井町総合発展計画の将来ビジョンに込めた願いでは、本町が誇る豊かな自然や人のやさしさ等を最大限に伸ばし、先人より受け継がれた自然や歴史を大切に守り、活かすとともに、ストレスのない快適な生活を営むことができる都市機能の充実を目指す、としています。また、第四次石井町総合発展計画との連続性を考慮し、引き続き『太陽と緑の環境都市 いい』を将来ビジョンとして掲げています。

本計画は、第五次石井町総合発展計画に掲げる将来ビジョンを実現していくための都市計画に関する基本的な方針を示すものです。そのため、最上位計画に掲げる将来ビジョンを踏まえた上で、将来都市像を『太陽と緑の環境都市 いい ～安全・安心で住みやすいまち～』とします。

■石井町の将来都市像

太陽と緑の環境都市 いい ～安全・安心で住みやすいまち～



(2) まちづくりの基本目標

まちづくりの将来都市像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げます。

◆基本目標1 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

災害等に強いまちづくりの形成に向け、適正な土地利用の推進や安全性・防災性の向上等を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆基本目標2 魅力あふれるにぎやかなまちづくり

持続可能な都市の形成に向け、公共交通や道路の利便性向上、新たな働き場の確保等を図り、魅力あふれるにぎやかなまちづくりを目指します。

◆基本目標3 豊かな自然と調和のとれた環境にやさしいまちづくり

うるおいのある生活空間の形成に向け、石井ならではの緑・歴史等、多様な地域特性の保全・活用を図り、豊かな自然と調和のとれた環境にやさしいまちづくりを目指します。

◆基本目標4 住民・行政・関係団体等の協働によるまちづくり

町民が安心して生涯暮らし続けることのできるまちの形成に向け、住民や行政、関係団体等、それぞれが相互に関わり合い、役割分担を適正かつ的確に果たすことにより、住民・行政・関係団体等の協働によるまちづくりを目指します。

(3) 将来目標人口

令和元年度に発表された国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、今後も本町の人口は、減少傾向で推移し、本計画の目標年次となる2040年（令和22年）には21,222人になることが推計されています。

そのような中、石井町人口ビジョンでは、産み育てやすい環境の整備や転入増加にかかる政策等、できる限り減少傾向に歯止めをかけることにより、2060年（令和42年）時点の総人口の目標を、19,000～20,000人と設定しています。

そのため、本計画では、2040年（令和22年）時点の将来目標人口を22,200人程度とし、都市計画行政をはじめとする各種まちづくりに取り組みます。

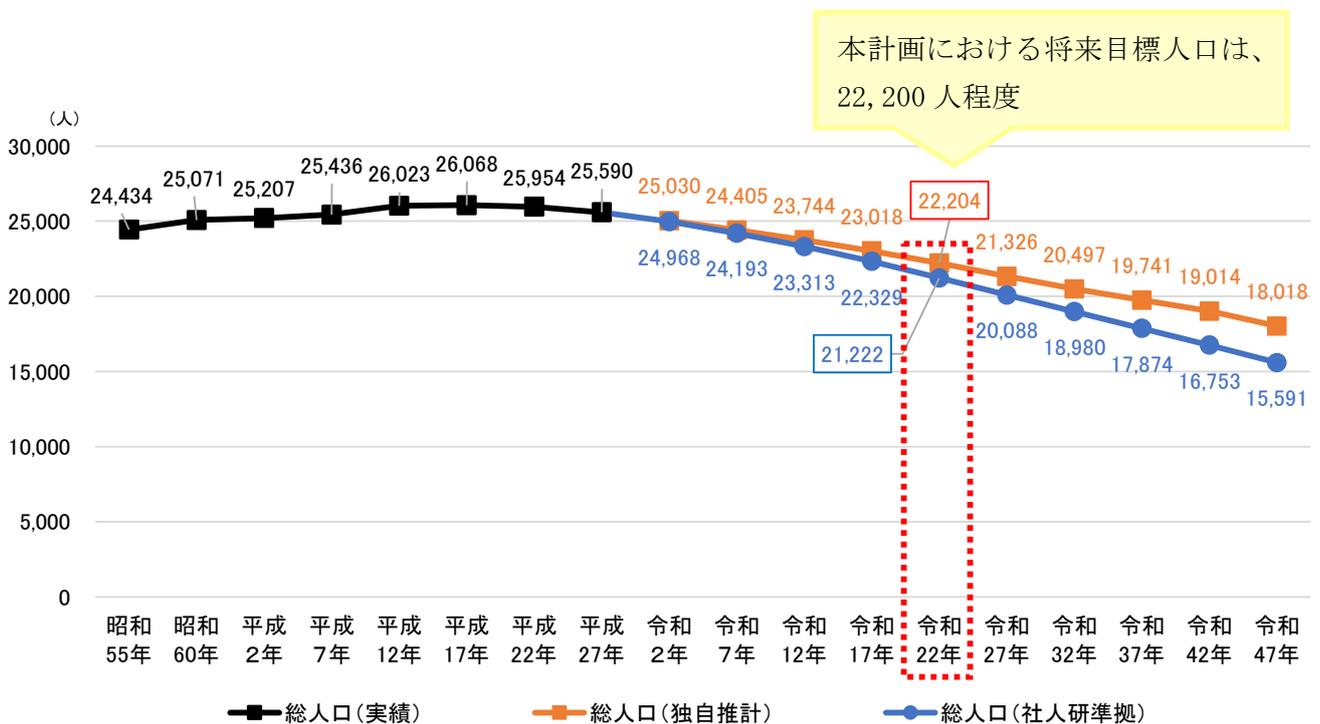


図 石井町における将来目標人口

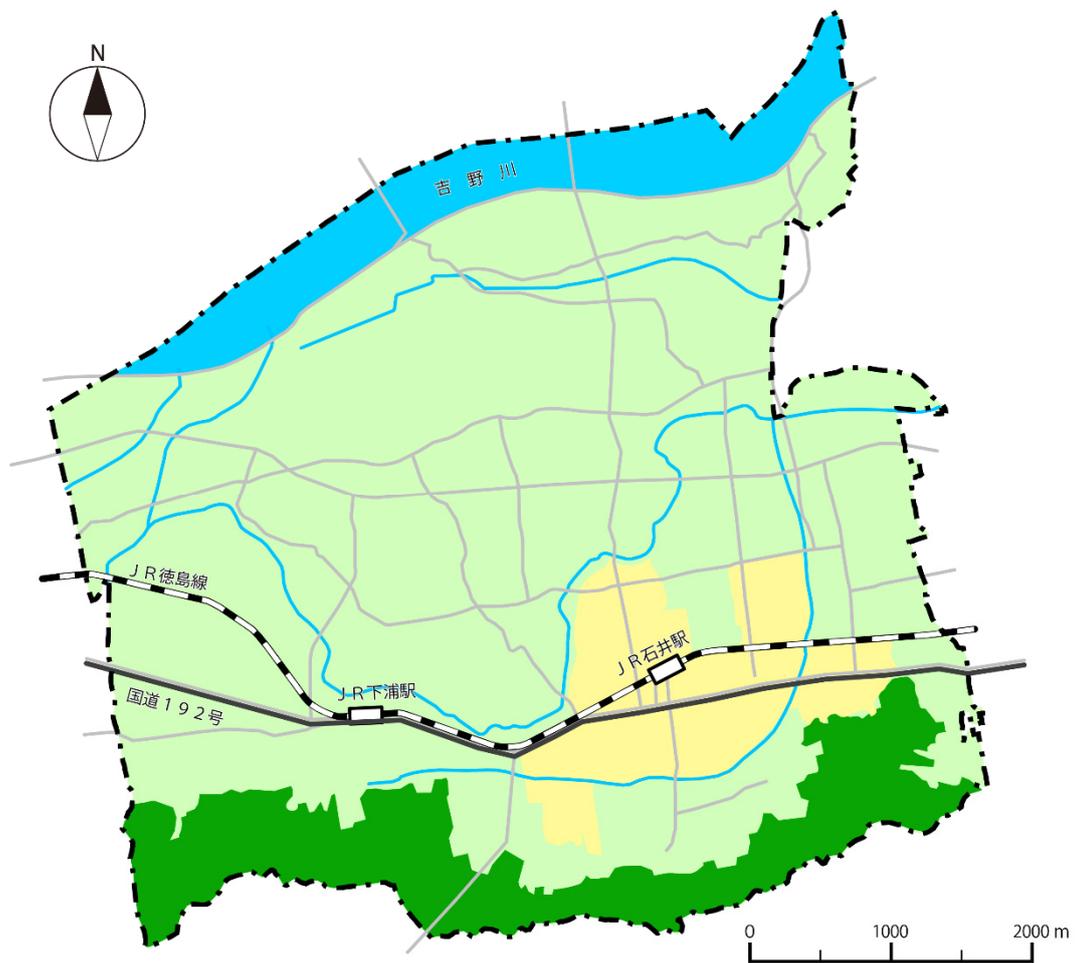
出典：「第五次石井町総合発展計画（実績値：国勢調査、推計値：人口ビジョン）」

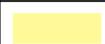
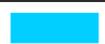
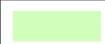
2. 将来都市構造

本町のまちづくりの基本目標の実現に向け、適切な土地利用等を促す「ゾーンの形成」、多様な地域の特性に応じたまちづくりに向けた「拠点の形成」、地域間や拠点間等を結ぶ「軸の形成」により、将来都市構造を設定します。

(1) ゾーン形成

「ゾーンの形成」は、自然と調和した秩序と均衡ある適切な土地利用を促進するため、現状の土地利用を基本に、町の発展等に資するゾーンの形成に努めます。



凡 例			
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	J R 徳島線		行政界

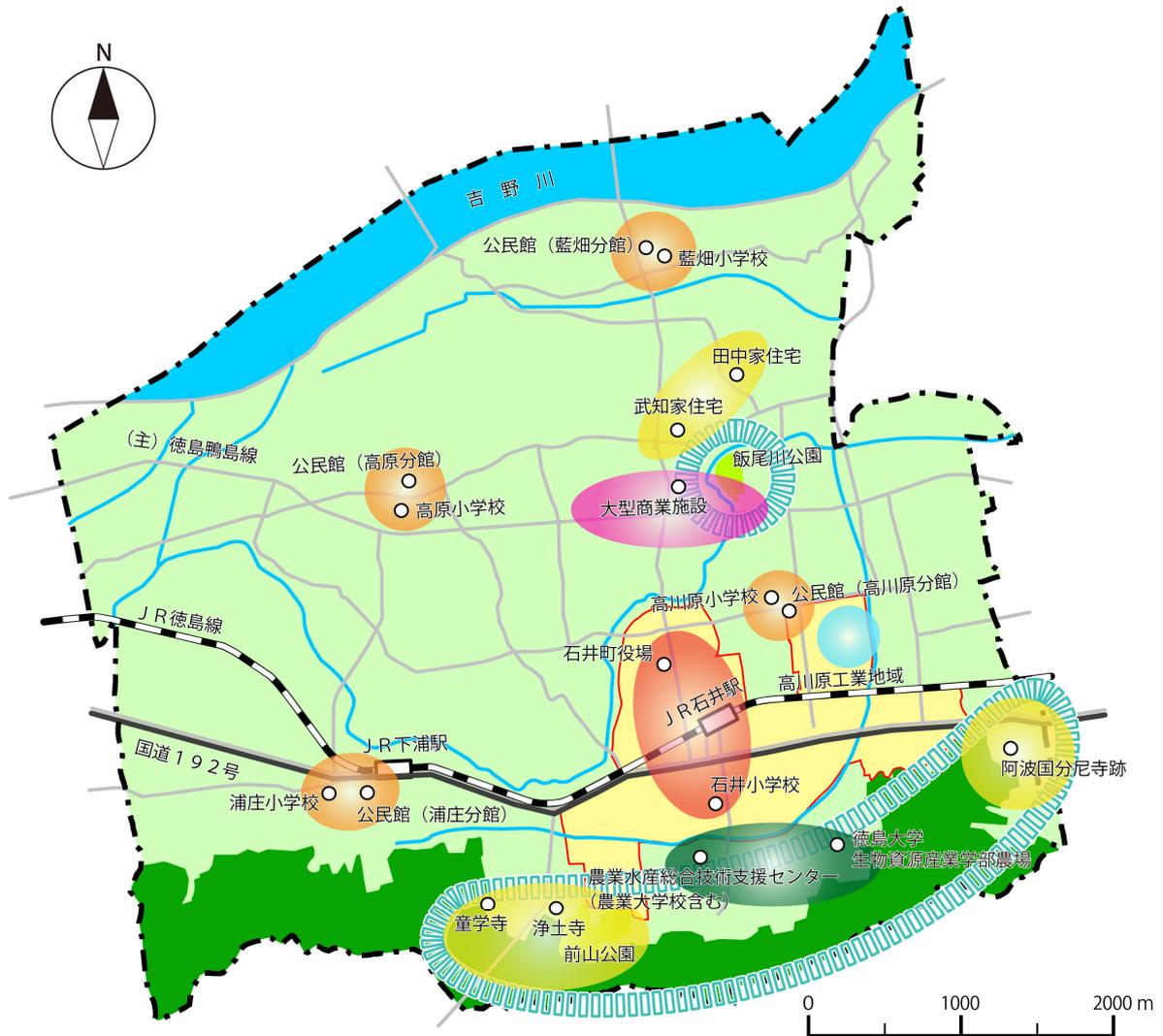
■ゾーンの形成

分類	地域ゾーン構想
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置づけ、本町の中心市街地として都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、都市基盤施設や身近な公園等の環境整備を促進します。
農業生活ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の発展のシンボルである肥沃な優良農地と、その中に築かれてきた集落地を「農業生活ゾーン」として位置づけます。このゾーンは、必要な生活基盤の維持を図るとともに、優良農地を保全し、無秩序な市街化の抑制を図ります。
河川保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国地方を代表する清流吉野川の河川空間は、「河川保全ゾーン」として位置づけ、清流吉野川の水質保全、豊かな河川景観の形成と保全を促すとともに、防災性の維持・向上等、安全・安心・やすらぎのある河川空間の形成に努めます。
緑の丘陵地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の南部境界にある東西に連続する丘陵地を「緑の丘陵地ゾーン」として位置づけます。このゾーンは、本町の自然景観を構成する重要な緑資源である一方、山腹が部分的に災害危険区域に指定されていること等から、開発行為の抑制や治山事業などの防災対策を促進し、森林環境の保全に努めます。

第2章 全体構想

(2) 拠点の形成

「拠点の形成」は、都市機能や生活機能、産業機能、歴史レクリエーション機能等、各種機能の集積拠点として強化しつつ、多様な地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、各地域の魅力を活かした拠点の形成に努めます。



凡 例	
	中心拠点
	生活拠点
	交流拠点
	産業拠点
	産官学連携・研究学園拠点
	歴史・レクリエーション拠点
	水と緑の拠点
	市街地ゾーン
	農業生活ゾーン
	河川保全ゾーン
	緑の丘陵地ゾーン
	J R 徳島線
	行政界

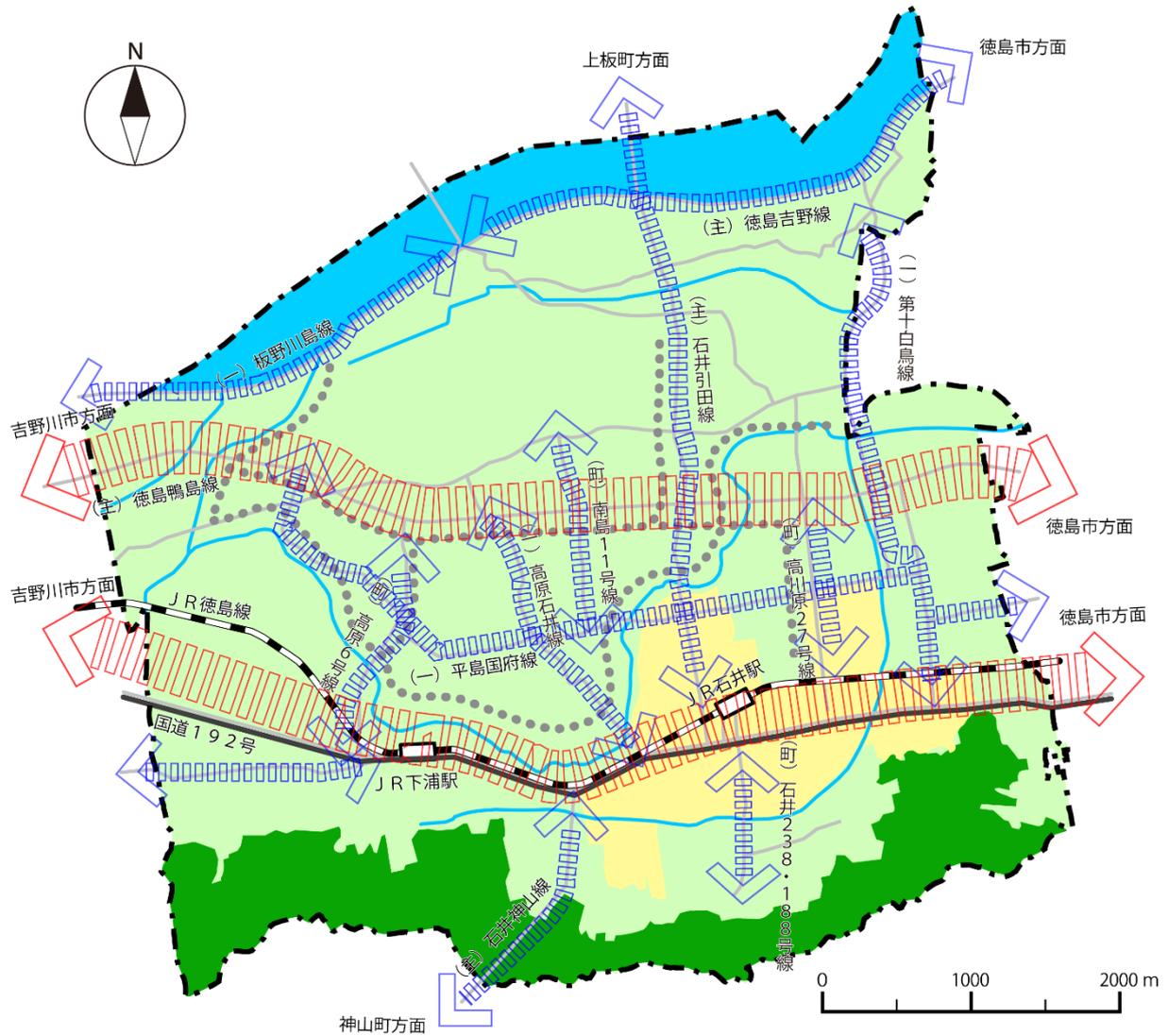
■拠点の形成

分類	拠点構想
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 石井町庁舎からJR石井駅周辺に至る既成市街地を「中心拠点」と位置づけ、石井町の顔となるような面的整備や景観整備を促進し、行政機能や商業業務機能の集積・居住機能の再生を図ります。
生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の中心集落地を「生活拠点」として位置づけ、農地を保全しつつ、生活基盤施設や身近な公園広場等の整備、防災性の向上を図るとともに、地域コミュニティの維持を図り、快適な集落居住環境の創出を目指します。
交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道徳島鴨島線沿道の既存の大型商業施設が立地する地区は、飯尾川公園との一体的利用を強化し、町内外との交流の場となる「交流拠点」として位置づけ、町民や来訪者のニーズに沿った利便施設の集積を図ります。
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 高川原工業地域一帯を「産業拠点」として位置づけ、雇用の場の創出に向けた産業の育成や、優良企業の積極的な誘致、新産業の創出を図るとともに、周辺交通環境の整備を進めます。
産官学連携・研究学園拠点	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産総合技術支援センター（農業大学校含む）周辺を「産官学連携・研究学園拠点」と位置づけ、農業分野における最先端の研究開発活動拠点として周辺整備を図ります。また、研究者・学生・農業者等の交流の場としての整備を図ります。
歴史・レクリエーション拠点	<ul style="list-style-type: none"> 前山公園、浄土寺・童学寺周辺、阿波国分尼寺跡一帯、武知家住宅・田中家住宅周辺を「歴史・レクリエーション」拠点として位置づけ、歴史と親しめるレクリエーション空間としての基盤施設の整備に努めるとともに、歴史的な景観、公園景観の形成を図ります。
水と緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> 本町の南部に有する豊かな丘陵地の緑と飯尾川公園周辺を「水と緑の拠点」と位置づけ、親水性を有する水辺環境の整備、多機能を有する森林環境の保全、活用を図り、歴史・レクリエーション機能との連携による魅力の向上に努めます。

第2章 全体構想

(3) 軸の形成

「軸の形成」は、本町と他市町を結ぶ『広域交流軸』、近隣市町村や各拠点をつなぐ『地域交流軸』、生活拠点を結ぶ『生活交流軸』をそれぞれ位置づけ、町内外の連携強化や交流促進を推進します。



凡 例			
	広域交流軸		生活交流軸
	地域交流軸		J R 徳島線
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	行政界		

■軸の形成

分類	軸構想
広域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県を東西に走行し、地域の中心都市を連結する国道 192 号並びに J R 徳島線、主要地方道徳島鴨島線を「広域交流軸」として位置づけ、様々な広域交流を促進するため、幹線道路網の充実、駅周辺の整備や輸送力の強化などを図ります。
地域交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 本町と近隣市町をつなぐ軸及び各集落地と中心市街地や各拠点を連携し、日常生活の主動線としての役割を果たす軸を「地域交流軸」と位置づけます。「地域交流軸」には、主要地方道石井神山線、石井引田線、徳島吉野線及び県道第十白鳥線、板野川島線、高原石井線、平島国府線、また町道高原 6 号線、南島 11 号線、高川原 27 号線、石井 238・188 号線を位置づけ、「広域交流軸」などの国道 192 号と合わせたネットワークを形成し、地域内の円滑な交通を促進します。
生活交流軸	<ul style="list-style-type: none"> 「地域交流軸」や各拠点を有機的に連携する軸として「生活交流軸」を位置づけます。「生活交流軸」は、車に頼らず歩いて生活できる都市構造の形成に向けて、歩行者が安心して歩ける安全な道路整備を検討します。

第2章 全体構想

(4) 将来都市構造

「地域ゾーンの形成」、「拠点の形成」、「軸の形成」の形成方針を踏まえ、本町の将来都市構造を以下のように設定します。



凡 例			
	市街地ゾーン		産官学連携・研究学園拠点
	農業生活ゾーン		歴史・レクリエーション拠点
	河川保全ゾーン		水と緑の拠点
	緑の丘陵地ゾーン		広域交流軸
	中心拠点		地域交流軸
	生活拠点		生活交流軸
	交流拠点		J R 徳島線
	産業拠点		行政界

3. 分野別のまちづくり方針

まちづくりの基本目標として設定した4つの目標の実現に向け、以下の分野別に、まちづくりの方針を設定します。



3-1. 土地利用の方針

■基本的な考え方

現状の区域区分設定時から長期間経ており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。

市街化区域における土地利用は、用途地域を基本とし、広域的な拠点形成を図る都市機能や日常生活に必要な生活サービス機能の維持・集積等により合理的で調和のとれた土地利用を図ります。また、市街化調整区域における土地利用は、無秩序な開発を抑制し、優良な農地や自然環境を保全するとともに、生活拠点となっている集落のコミュニティの維持・充実を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 区域区分に基づく良好な都市環境の形成

- ・持続可能な都市環境の形成に向けて、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しを検討します。また、無秩序な市街地の拡大の抑制や計画的な公共施設整備を推進し、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、優良な農地や自然環境を保全し、健全な調和を図ります。
- ・「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりの実現に向け、必要に応じて、居住地や生活サービス機能を適切に誘導するなどの対策を検討します。

(2) 市街地における適切な土地利用の実現

①住居系市街地

- ・住居系の用途地域が指定されている既成市街地は、都市基盤の整備を促進し、良好な住環境の維持・向上に努めます。
- ・市街化調整区域内の農地の転用による住宅地の拡散を抑制するとともに、町外からの移住・定住の受け皿を確保するため、市街化区域内の低未利用地や空き家等を有効活用した住宅基盤の整備などを図り、住居系市街地への居住の誘導を促進します。
- ・J R 石井駅前の密集市街地では、住宅の建て替えや空き家等の除却に伴う道路の拡幅等により居住環境を改善することで、安全性や快適性の向上を図ります。
- ・空き家や空き地等については、空家等対策計画との連携を図りながら、必要な対策に努めます。
- ・中心拠点に近い住宅地については、その利便性を活かし、土地利用の高度化や複合化を検討するなど、効率性の良い土地利用を促進します。

②商業系市街地

- ・用途地域として商業地域に指定されている J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺は、地域一体となった商業・業務等の都市機能の集積・充実により、石井町の中心市街地として賑わいのある都市空間の形成に努めます。
- ・空き地、空き店舗の活用や民間活力の導入による商業機能を充実させることで地域の活性化を図ります。

- ・主要地方道徳島鴨島線沿道の高川原西地区計画区域は、J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺の地元商店と主要地方道徳島鴨島線沿いの大型商業施設との機能分担、連携強化に努めます。
- ・また、大型商業施設周辺の集客を活用した商業の活性化について検討します。

③工業系市街地

- ・用途地域として工業地域に指定され、工場が立地している既設の工業系市街地は、地域の産業の基盤となる工業地の適切な維持を図ります。ただし、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については用途地域の見直し等により、土地の有効活用を図ります。
- ・工業地域における産業基盤の整備などにより、低未利用地を活用した新たな企業誘致を促進するとともに、既存企業の操業環境の充実、改善を図ることで、地域の雇用を生み、地域の活力の向上に努めます。
- ・工業地は敷地内緑化やオープンスペースの確保など、周辺土地利用や景観との調和に配慮した環境の形成を図ります。

④沿道ゾーン

- ・J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号周辺の商業系市街地との共存を図りながら、主要地方道徳島鴨島線沿道に立地する大型商業施設との一体性を高め、地域のニーズに対応した商業施設の集積を図ることで利用者の利便性を確保します。
- ・主要地方道徳島鴨島線沿道の無秩序な市街地の拡散防止に配慮するため、地区計画等により適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 市街化調整区域における土地利用への対応

①田園集落地

- ・本町の中央部に広がる優良農地では、古くから農業を主体とする生活が続いてきています。公民館等を中心として形成される各地区の生活拠点では、人口の定着を図り、地域の活力や地域コミュニティの維持向上を図ります。また、集落基盤施設の整備を図り、防災性、生活利便性の向上、暮らしやすい集落環境の形成に努めます。

②農地

- ・集落の周辺に広がる優良農地は、無秩序な開発を抑制し、積極的に農地の保全を図るとともに、関係機関との連携を図りながら地域特性に応じた農業生産基盤の整備、充実に努めます。また、農業の効率化・活性化に向けて、農地の集積・集約化について推進します。
- ・耕作放棄地を活用した観光農園や体験農業施設の整備などにより、新たな農地の活用方策と農業に親しむ機会の創出に努めます。

③緑の丘陵地ゾーン

- ・本町の南部で東西に広がる丘陵地については、開発行為等を抑制し、災害危険区域の対策を図るとともに、本町の貴重な緑であることから、積極的に景観や森林環境の保全に努めます。

第2章 全体構想

- ・貴重な緑資源となっている当該地域には、野鳥の森や神社・仏閣等の文化財も立地していることから、森林環境の保全に配慮しつつ適切な森林施業の推進や、森林レクリエーション基盤の整備等を検討します。

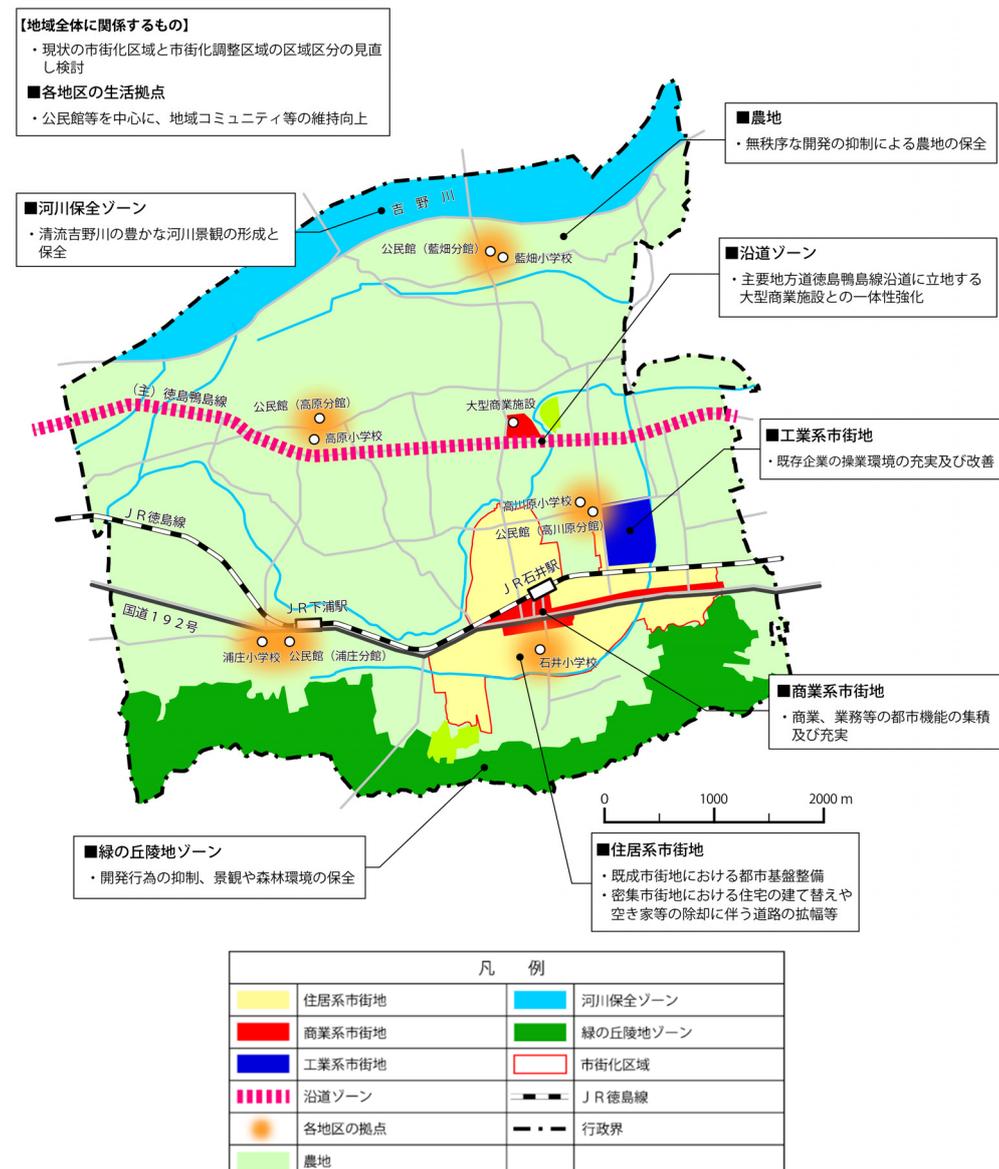
④河川保全ゾーン

- ・清流吉野川は、広大な河川空間を形成しており、関係機関との連携のもと、その豊かな河川景観の形成と保全を図るとともに、清流吉野川としての水質保全や防災性の維持・向上等、安全・安心・やすらぎのある河川空間の形成に努めます。

⑤地区計画の活用

- ・社会情勢の変化や住民・企業のニーズを踏まえ、市街化調整区域にて新たな土地利用の必要性が生じた場合には、地区計画の活用等を検討し、適正な土地利用を図ります。

■方針図



3-2. 道路・交通の方針

■基本的な考え方

広域的な交流の促進や産業活動の効率化、温室効果ガスの排出抑制等において、広域交通の円滑化が重要であることから、国道192号等の幹線道路の整備促進に努めます。また、徳島都市圏内を連結する都市間交通網の整備促進、広域交通と都市間交通を連絡する地域内交通体系の整備を図ります。特に、都市施設の集積する中心拠点と生活拠点との連絡性の強化を図ります。

徳島都市圏の交流活動の促進による経済活動や観光の活性化、誰もが歩いて暮らせる都市環境の形成に向けて、鉄道やバス交通等の公共交通の利便性の向上を図るとともに、多様なモビリティの検討により公共交通ネットワークの充実を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 広域幹線道路網の充実・強化

①広域幹線道路網の充実

- ・国道192号は、国や県等の関係機関と連携しながら、未整備区間の整備促進など広域交通の機能強化を図ります。

②都市間幹線道路網の形成

- ・主要地方道徳島吉野線等の都市間幹線道路網は、関係機関と連携し、交通量に対応した幅員の確保、安全性に配慮した歩道の整備等を促進します。特に、都市計画道路石井南島線については、道路交通の円滑化に合わせて、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国や県と連携して整備を促進します。

(2) 地域内道路網の形成

①地域内道路網の形成

- ・地域内の交通を結ぶ地域内幹線道路は、高齢者や障がい者などが支障なく移動できるよう、要望に応じた街路灯の設置やバリアフリー化等の整備を検討します。
- ・円滑な通行と安全を確保するため、都市計画道路の見直しを検討します。

②生活道路の利便性の向上

- ・市街地や田園集落地内の主要な生活道路については、地域交通の円滑化や防災性の向上、歩行空間の確保等を図るため、町道の新設や拡幅等を行うとともに、歩道未設置部分の解消や部分的拡幅等の改良、整備を推進します。
- ・道路空間の整備に際しては、災害時への対応やバリアフリー化、交通安全施設の整備、交通危険箇所の改良、通学路の安全確保等、環境・景観に配慮した安全で潤いのある道づくりを検討します。

(3) 公共交通体系の充実

①鉄道利用の利便性向上

- ・石井町の玄関口となるJR石井駅の魅力を高めるため、駅前広場等の周辺整備を検討します。
- ・公共交通の利用促進に向け、JRとバスの乗り継ぎ利便性等の連携強化を図ります。

第2章 全体構想

②バス交通の充実

- ・地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を形成するため、コミュニティバスやデマンドバスなどの導入の可能性を検討しつつ、地域公共交通計画の策定についても検討します。

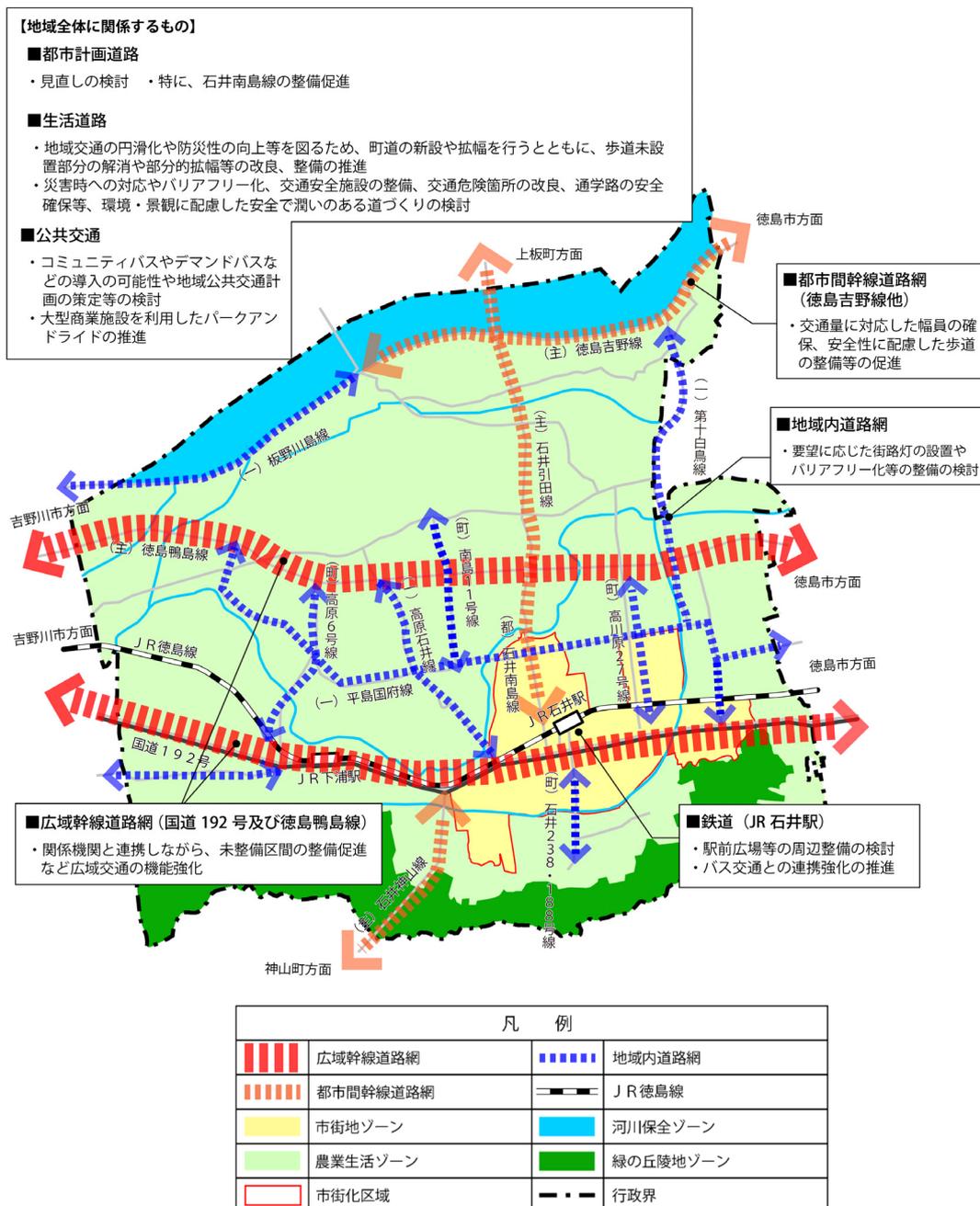
③バスの利用促進の取組

- ・大型商業施設を利用したパークアンドライドを推進します。

④多様な交通手段の連携

- ・鉄道やバス、タクシーなどの多様な交通手段の連携により、移動の利便性向上に向けた取組を検討します。

■方針図



3-3. 都市施設整備の方針

■基本的な考え方

日常生活における憩いや交流、子供の遊び場やレクリエーションの場、また緊急時の避難場所等、多面的な機能を有する身近な公園・緑地について、適正な配置による計画的な確保に努めます。

地域内の河川、水路については、親水空間の創出が可能となる改修、整備を検討するとともに、緑資源、歴史的資源などとリンクした特色ある活用を検討します。

持続可能な都市づくりに向けて、公共施設については広域的な視点も踏まえて集約や廃止等、適切な規模やあり方を検討します。

■項目ごとの主な方針

(1) 公園・緑地施設の充実

- ・低未利用地、耕作放棄地等を活用したポケットパークの整備等により、地域の特色に応じた身近な公園等の確保に努めます。
- ・町内に残されている緑地空間は、都市の貴重な緑として保全方策を検討するとともに、利活用の方策について検討します。
- ・飯尾川沿いは親水空間としての整備を検討し、飯尾川公園と一体となった水と緑の空間の創出に努めます。
- ・前山公園、童学寺一带と阿波国分尼寺跡地周辺を、歴史・レクリエーション拠点と位置づけ、計画的な施設の改良整備を図るとともに、歴史を通じたイベントを開催し、町民の生涯学習や交流の機会が充実するよう検討します。
- ・地域内の歴史的資源、観光資源については、豊かな自然環境を実感できる町民の憩いの場、観光スポットとして施設の環境を整えるとともに、各スポットを歩いて回るためのネットワーク化を検討します。
- ・既設の公園・緑地・広場等については、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について検討します。また、利用者の意向を踏まえ、施設の改良整備を検討していきます。
- ・災害時の活動拠点となる公園・緑地については、災害時に利用できるよう老朽化対策を進めるとともに、緊急物資の集積機能など、必要な機能の充実を検討します。
- ・住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、共用部分の環境整備及び管理維持に取り組みます。

(2) 水と緑の活用

- ・阿波国分尼寺跡や野鳥の森、桜並木通りの桜、前山公園、浄土寺、童学寺などが立地する緑濃い丘陵地と飯尾川公園一带を水と緑の拠点として位置づけ、散策道の整備などによりそれら拠点と町内に点在する歴史・観光資源を結ぶ一体的なネットワークの形成を図り、地域の個性を活かした交流圏の形成を目指します。

第2章 全体構想

(3) 適正な公共施設の検討

- ・持続可能な都市づくりを進めるため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化や集約化、除却、長寿命化等、適切な規模や在り方などを検討し、適正な維持管理・更新を図ります。
- ・石井町清掃センター及び石井町クリーンセンターの維持管理に努めるとともに、民間事業者の施設についても、適正な維持管理を促進します。
- ・排水の適正な処理を行うため、長期的な観点から排水施設の整備の検討を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図ります。
- ・火葬場については、広域的な対応を含めて、施設整備の検討を行います。

■方針図



凡 例			
	歴史・レクリエーション拠点		水と緑の拠点
	都市計画公園		緑の資源
	歴史の資源		主な公共施設
	市街地ゾーン		河川保全ゾーン
	農業生活ゾーン		緑の丘陵地ゾーン
	市街化区域		J R 徳島線
	行政界		

3-4. 住環境整備の方針

■基本的な考え方

徳島県内における日常生活の都市拠点となる中心市街地を目指し、交通網の充実や都市機能の集積を進め、利便性の高い魅力的な市街地の形成を図ります。

農業のさらなる発展を目指し、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校及び農業研究所、徳島大学生物資源産業学部農場の立地特性と連携した産官学連携・学園拠点の形成に向け、関係機関との協議を図ります。

■項目ごとの主な方針

(1) 日常生活の都市拠点の形成

①住居系市街地における生活基盤の整備

- ・住居系市街地については、市街地整備事業などの導入を検討し、狭あい道路の解消等の生活道路の改善や身近な公園・緑地などの都市基盤の整備を促進し、居住環境の維持・改善を図ります。
- ・新たな生活様式に対応したゆとりある住環境の形成を図ります。

②魅力ある商業系市街地の形成

- ・J R 石井駅周辺や石井地区国道 192 号沿道は、市街地環境の整備を推進し、魅力ある商業施設の立地誘導や都市機能の集積を図ります。
- ・また、商店間の連携による商店街の景観整備やイベントの開催等、個性豊かで利便性の高い商店街の形成を図ります。
- ・各地区において、既存のコンビニエンスストアや商店等の日常的に買い物ができる場の維持に努めます。

③工業系市街地における産業基盤の整備

- ・既存の工業系市街地においては、自然環境との調和を図りながら、公害の防止、敷地内緑化などによる生産・流通環境の保全に努めます。
- ・低未利用地の活用や産業基盤の整備を検討し、新たな雇用の場の確保に努めます。
- ・新たな生活様式への転換が望まれる中、SOHO やサテライトオフィスなどの労働形態の需要を見据え、必要な環境整備を図り新たな雇用創出を目指します。

④利便性の高い交流拠点の形成

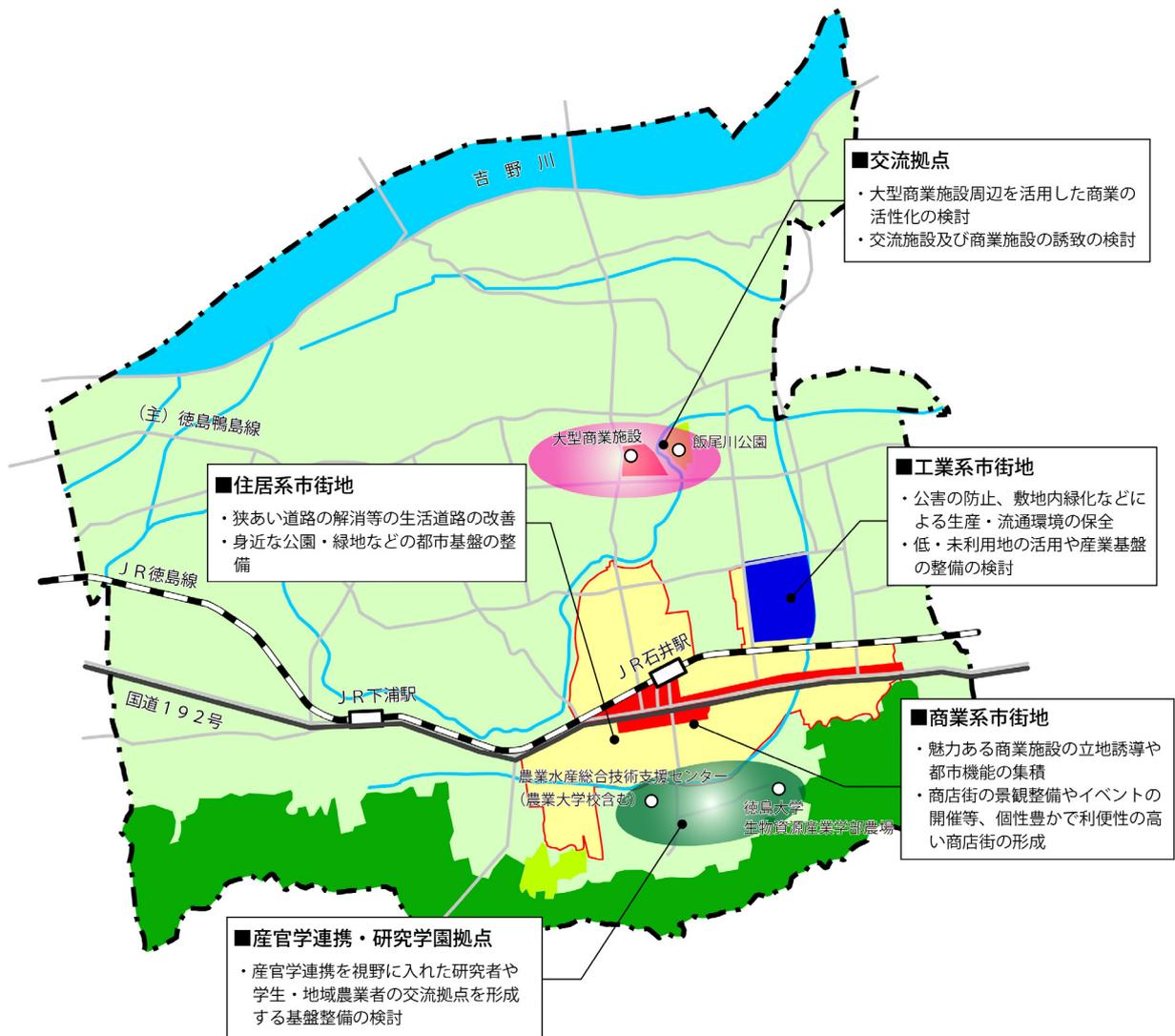
- ・主要地方道石井引田線及び主要地方道德島鴨島線が交差し、既設の大型商業施設や飯尾川公園が立地する地区は、周辺環境との調和を図るとともに、交通環境に配慮しながら利便性の維持向上に努めます。また、大型商業施設周辺を活用した商業の活性化を検討します。
- ・交流拠点の利便性の向上を図るため、地区計画の導入や交流施設及び商業施設の誘致の検討を進めます。そのため、優良農地の保全を基本に、農林部局等の関係機関と協議を行いながら、周辺の環境や景観と調和した適正な利活用を検討します。

第2章 全体構想

(2) 産官学連携・学園拠点の形成

- 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校及び農業研究所、徳島大学生物資源産業学部農場が立地している地域については、農業の最先端の研究学園拠点として、産官学連携を視野に入れた研究者や学生・地域農業者の交流拠点を形成する基盤整備を検討します。

■方針図



凡 例			
	住居系市街地		河川保全ゾーン
	商業系市街地		緑の丘陵地ゾーン
	工業系市街地		市街化区域
	交流拠点		J R 徳島線
	産官学連携・研究学園拠点		行政界
	農業生活ゾーン		

3-5. 防災対策の方針

■基本的な考え方

過去にも発生している台風・豪雨による洪水や水害、また、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震など、様々な災害に対応した安全・安心な市街地整備や防災対策を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

災害が起きた場合に、安全に避難ができる避難路を整備するとともに、迅速な消防、救助活動ができるよう緊急車両が通行できる道路幅員の確保を検討します。また、災害時の円滑な輸送を行うための緊急輸送道路を確保します。

■項目ごとの主な方針

(1) 災害に強い安全なまちづくり

- ・出水の危険が想定される区域の河川改修や山腹における土砂災害警戒区域の防護対策は、関係機関と連携し、防災対策の推進や適切な維持管理、防災体制の強化を図ります。
- ・全国における近年の水害や土砂災害等の発生状況を踏まえ、災害ハザードエリアから安全なエリアへの移転の促進など、必要に応じて、国の制度等の活用を含めた対策を検討します。
- ・建築物については、老朽住宅の倒壊を防ぐ耐震化や密集市街地における耐火建築物の推進を図ります。
- ・上水道などのライフラインについては、災害時においても機能が確保されるよう老朽施設の計画的な更新、機能強化等、災害に強い施設の構築を目指します。
- ・教育施設や公民館などのコミュニティ施設、病院など公共公益性の高い建築物については、耐震診断に基づく改修や耐震対策、長寿命化対策の促進に努めます。
- ・大規模災害に備えた備蓄施設の整備等、防災対策施設の充実を図ります。
- ・石井町国土強靱化地域計画との連携を図りながら、必要な施設整備等の防災対策を実施します。
- ・植栽や土壌のもつ自然の仕組みを利用して、雨水の貯留・浸透、地下水涵養などによる洪水の抑制を図るなど、防災分野でのグリーンインフラの活用について検討します。

(2) 緊急時の迅速な対応の確保

①緊急時の緊急車両の通行、避難路の確保

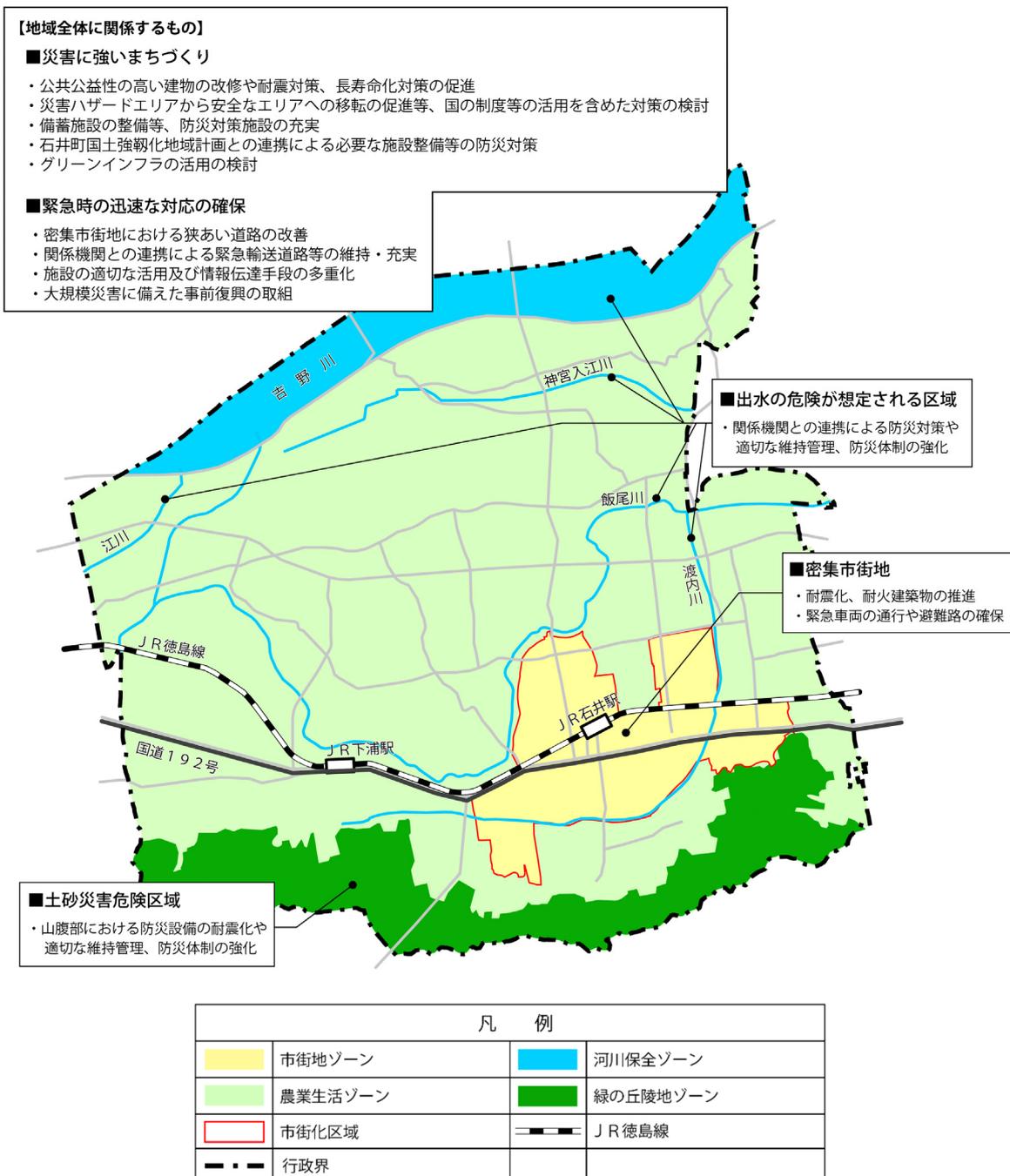
- ・密集市街地における狭あい道路の改善を図り、緊急車両の通行や避難路の確保を図ります。また、広域災害時には、近隣市町との連携が迅速に行えるように、関係機関との連携により緊急輸送道路等の維持・充実を図ります。
- ・防災情報の伝達については、防災行政無線等の施設整備を進めており、今後は、施設の適切な活用及び情報伝達手段の多重化を図ります。

第2章 全体構想

②事前復興の取組

- ・避難訓練等による住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・指導などにより、地域の防災体制の強化に努めます。
- ・頻発・激甚化する水災害や南海トラフ巨大地震等により被災した場合に備え、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の検討を行うことや、円滑な都市復興に向けた体制の構築に取り組むなど、大規模災害に備えた事前復興の取組を進めます。さらに、沿岸市町が被災した場合には本町が支援者となることも想定されるため、周辺市町村との連携強化に努めます。

■方針図



3-6. 自然環境保全・景観形成の方針

■基本的な考え方

河川、森林など豊かな自然環境は、快適な生活を営む上で重要であることから、積極的に保全を図るとともに、自然や歴史を生かした観光・レクリエーション空間としての利用の可能性を検討します。また、環境負荷の少ないまちづくりに向けて、省資源・省エネルギー、リサイクルといった官民一体となった環境への取り組みを推進します。

市街地を形成するまちなみや道路沿道景観、良好な住宅地景観、河川・田園・森林などの豊かな自然景観を保全するとともに、地域の特性を生かした石井町らしい景観の形成を目指します。また、古くから栄えた歴史を今に伝える文化財や歴史的遺産などは、地域の大切な資源として生かすことのできる景観づくりに取り組みます。

■項目ごとの主な方針

(1) 自然環境の保全と活用

①河川や丘陵地などの自然環境の保全と活用

- ・河川・森林等の豊かな自然環境については、水資源の涵養や生物の成育・生息域等の貴重な場となることから、適切な維持管理により保全を図ります。
- ・住民団体による清掃活動をはじめ、環境パトロールの実施などを継続するとともに、来訪者の環境美化の意識醸成に努めます。
- ・耕作放棄地や空き家等を活かした日帰り型、滞在型のグリーンツーリズムの導入などにより、交流人口の拡大を目指します。

②循環型社会の構築

- ・石井町ごみ処理基本計画に基づき適切なごみ処理を推進するとともに、4R運動〔廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）、要らないものは買わない（Refuse）〕を推進します。
- ・石井町清掃センター、石井町クリーンセンター、石井町リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場の既存の廃棄物処理施設については、適切な維持管理と必要に応じた対策を検討します。
- ・再生可能エネルギーの利用や省エネルギー設備の導入を検討します。

(2) 都市景観の形成

- ・中心市街地は、本町にふさわしい落ち着いた景観の形成を目指します。特に、JR石井駅の周辺は「まちの玄関口」として、統一性と賑わいのある景観の形成を目指します。
- ・住宅地においては、暮らしやすく美しいまちなみの形成を目指し、良好な景観づくりを促します。
- ・幹線道路の沿線は、良好な沿道景観の形成を目指します。
- ・落ち着いた色彩の道路施設や街路樹の植樹などの検討を行います。
- ・地域の目指すべき良好な景観形成を実効的に推進するため、具体的な景観形成の指針や仕組みの構築を目指します。

第2章 全体構想

(3) 地域景観の形成

- ・集落地においては、地域の成り立ちや歴史的背景を踏まえ、地域特性に応じた集落地景観の形成、維持に努めます。
- ・桜並木や前山公園などの町民に親しまれている景観については、積極的な維持・保全に努めます。
- ・町内に広がる田園風景を守るため、適正な土地利用の誘導に努めます。
- ・吉野川の雄大な景色と第十堰は、国や県、近隣市町村と連携しながら景観保全に努めます。
- ・現存する寺社や寺跡などは、本町の歴史を今に伝える歴史的景観として保全及び活用に努めます。また、地域の祭り・踊りなどの伝統行事は地域の大切な行事として、次世代への継承に努めます。
- ・歴史・文化資源やレクリエーション施設を巡る町内観光ルートの整備を検討し、各種観光機能の強化を図ります。また、わかりやすい案内板などの整備に努めます。

■方針図

